

国保の届け出は忘れずに (※14日以内に届け出が必要です)

☆国保に加入するとき

届け出に必要なもの

転入してきたとき	転入前の市区町村の転出証明書、印かん
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印かん
子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
外国籍の人が加入するとき	在留カード

☆国保をやめるとき

届け出に必要なもの

転出するとき	保険証、印かん
職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)、保険証、印かん
職場の健康保険の被扶養者になったとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
国保被保険者が亡くなったとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
生活保護を受け始めたとき	在留カード、保険証
外国籍の人がやめるとき	

☆その他

届け出に必要なもの

住所が変わったとき	
世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書、保険証、印かん
保険証をなくしたとき	印かん

届け出にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。マイナンバーカード、通知カード等マイナンバーのわかるものと本人確認書類もお持ちください。

【お問い合わせ先】

健康福祉課 医療介護保険グループ
有線：31-5124 電話：54-2511

介護保険サービスの利用者負担額が軽減される制度があります

社会福祉法人(仁多福祉会、よこた福祉会等)が提供する介護保険サービスをご利用の方のうち、次の要件を満たす方は、利用者負担額の25%(高齢福祉年金受給者は50%)が軽減されますので、適用を受けたい方は必ず申請してください。

◆軽減の対象となるサービスの種類と費用

介護保険サービスの種類	軽減される費用
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護サービス費、食費、居住費
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護サービス費、食費、滞在費
通所介護(デイ・サービス)	介護サービス費、食費
訪問介護(ホームヘルプ)	介護サービス費

◆軽減を受けるための要件 市町村民税非課税世帯のうち、次の要件を全て満たす方

- ① 年間収入が150万円以下であること(世帯員が1人増えるごとに50万円加算)
- ② 預貯金等の額が350万円以下であること(世帯員が1人増えるごとに100万円加算)
- ③ 日常生活に供する資産(居住家屋等)以外に保有資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

◆申請場所 健康福祉課(役場仁多庁舎)、税務課(役場横田庁舎)

◆申請期間 随時受付(ただし、申請した月の初日から適用となります)

◆申請に必要なもの ①介護保険被保険者証 ②貯金通帳・有価証券(世帯員名義のもの全て) ③年金額(年額)のわかるもの ④印鑑 ⑤加入医療保険の被保険者証

【お問い合わせ先】 健康福祉課 医療介護保険グループ
有線：31-5122 電話：54-2511

国保コーナー 平成30年度国民健康保険税の年税額が決まりました

本年度の国民健康保険の税率・額が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

○一部の税率・額を引下げ

本年度の保険税は医療給付費分(所得割・均等割・平等割)と後期高齢者支援金分(所得割)について引き下げました。これは、①保有目安を超える基金額を計画的に取り崩し保険税を抑制すること、②参考とする県から示された市町村標準保険料率と比較し、上回っている税率・額を改定したこと、③下回っている税率・額は改定せず据え置いたことによるものです。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割
医療給付費分	税率・額	7.83%	28,300円	21,000円
	前年度比較	(△1.39%)	(△900円)	(△3,200円)
後期高齢者支援金分	税率・額	2.65%	9,000円	7,200円
	前年度比較	(△0.15%)	(同額)	(同額)
介護納付金分	税率・額	1.95%	8,500円	4,600円
	前年度比較	(同率)	(同額)	(同額)

※1【所得割】世帯のうち国保の被保険者に係る前年所得に応じた計算
※2【均等割】世帯のうち国保の被保険者数に応じた計算
※3【平等割】全世帯に平等に課税

○保険税の本算定について

今年の4月から6月までの間は前年度の賦課状況を基に仮に賦課額を算出した「仮算定期間」でした。今回、本年度の税率・額が決まり、また申告により確定した所得情報を基に、改めて各世帯の年税額の算定を行います。これを「本算定」といいます。7月以降はその確定額から仮算定期間分の税額を差し引き、残りの月数(9ヵ月)で割った額を月々納付して頂くことになります。

なお、最高限度額は「医療分」が58万円になりました。

○税額の軽減制度等

①低所得者に対する軽減

世帯のうち国保の被保険者に係る前年総所得額(擬制世帯主の所得を含む)が下表に該当する場合、均等割と平等割をそれぞれの軽減割合に応じて減額します。

今年度も2割軽減と5割軽減の判定所得が見直されました。

軽減割合	世帯のうち国保の被保険者に係る前年総所得額〔擬制世帯主の所得を含む〕
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+27万5千円×〔被保険者数〕以下
2割軽減	33万円+50万円×〔被保険者数〕以下

②非自発的失業者に対する軽減

解雇や雇い止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、2年度に限り前年の給与所得を100分の30に軽減して税額を算出する制度があります。(申告が必要です)

③一部負担金の減免制度について

災害や火災等特別の事由により生活が著しく困難となった方に対し、病院で診察を受ける際に支払う一部負担金を減免する制度があります。(※ただし、国保税の未納がない方に限ります。)

○早期発見早期治療で、医療費の抑制に努めましょう

国民健康保険の医療費は、国保税と公費(県支出金)等で賄われますが、この医療費の額が上昇していくと、国保の財政が圧迫されるため、税率・額の見直しが必要になります。

ジェネリック医薬品の利用や定期的に健診を受けるなど、被保険者一人ひとりが病気の早期発見早期治療に心掛け、医療費の抑制に努めましょう。

■お問い合わせ先 / 資格関係…健康福祉課 有線31-5121 電話54-2511
税額関係…税務課 有線20-4102 電話52-2674